

2026 REPORT



奈良中央信用金庫の現況

資料編



奈良中央信用金庫
公式キャラクター

たまりす®

目 次

業績の概要	1
業績の概要・自己資本比率	2
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権	3
ちゅうしんの財務状況	
貸借対照表	4
損益計算書	5
剰余金処分計算書	5
貸借対照表の注記	6
損益計算書の注記	8
役職員の報酬体系	8
経営の内容	
預金業務・貸出業務	9
余資運用	10
経営効率	12
自己資本比率規制（バーゼルⅢ）の概要	
1. 自己資本の充実度の状況について	13
2. 各種リスク管理態勢について	
（Ⅰ）信用リスク	16
（Ⅱ）市場リスク	25
〔派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク関係〕	25
〔証券化エクスポージャー関係〕	26
〔銀行勘定の出資等又は株式等エクスポージャー関係〕	27
〔銀行勘定の金利リスク関係〕	28
（Ⅲ）オペレーショナル・リスク	29

業績は順調に推移しています。

当金庫は、2024年度から第12次3か年計画『ちゅうしんサポート力深化「未来を拓く変革への挑戦」』をスタートさせました。日本経済がデフレ経済からの脱却に向けての大きな転換点にある中、引き続き地元中小企業・零細企業へ課題解決に向けた全力でのサポートが重要と考えており、そのためには役職員全員の成長が不可欠であると考えています。

基本戦略として①「事業者向け戦略」、②「個人向け戦略」、③「地域社会づくり戦略」を掲げ、各種施策の遂行を行うとともに、基本戦略を支えるための組織自体の変革にも取り組みました。

2025年度の預金、貸出金、収益等の事業概況は、次のとおりとなりましたので報告申し上げます。

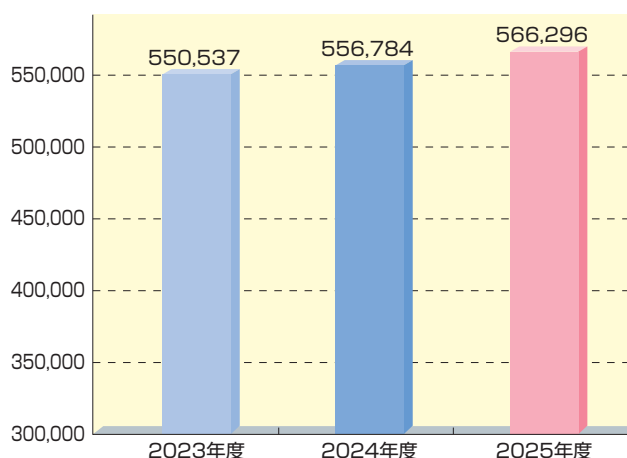
預金積金…堅調に推移

2025年度末(2026年3月末)の総預金は、5,662億96百万円となり、前年度比95億12百万円増加し、年間増加率は1.70%となりました。

足元の金利環境の変化に伴う資産運用ニーズの高まりに加え、定期預金キャンペーンの実施等の施策が奏功し、定期預金が前年度比117億36百万円増加となりました。

■預金積金残高の推移

(単位:百万円)



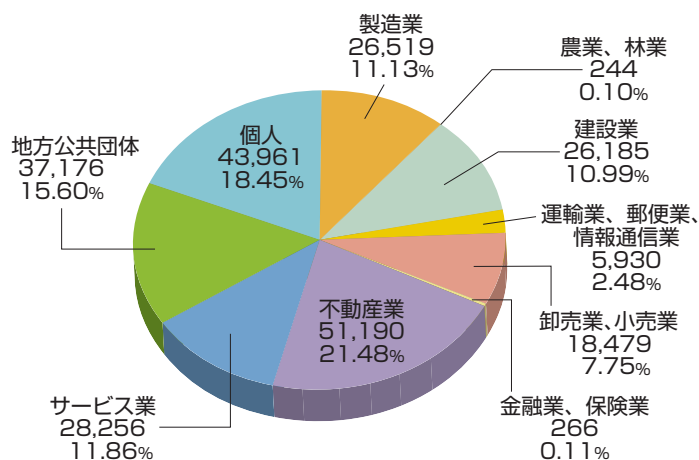
貸出金…23期連続で増加

2025年度末(2026年3月末)の総貸出金は、2,382億14百万円となり、前年度比101億56百万円増加し、年間増加率は4.45%となりました。

地元中小企業や個人のお客ニーズに応じて円滑な資金供給に注力するだけでなく、地元地方公共団体についても繋がりを大切にし、必要に応じて資金需要にお応えしました。

■貸出金業種別残高

(単位:百万円)



収益・配当率…安定した利益を確保

収益面では市場金利の上昇により、資金調達費用である預金利息が増加しましたが、貸出金利息や有価証券利息等の増加により、金融機関の本業での収益力を示すコア業務純益は前年度比2億46百万円増益の24億22百万円となりました。また資産の健全化を図るため、有価証券のポートフォリオのリバランスに取り組むなど、安定的な収益基盤の構築に向けた諸施策を行いました。

その結果、経常利益は、前年度比6億6百万円増益の31億65百万円となりました。また当期純利益も、同比8億31百万円増益の23億12百万円となり、計画対比では12億12百万円上回っており、安定的な利益を確保いたしました。

なお、出資金に対する配当率は引続き4%にさせていただきました。

主要な経営指標の推移

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益 (千円)	6,716,031	10,247,873	8,775,805	9,889,153	10,436,529
経常利益 (千円)	2,454,487	3,231,187	2,412,779	2,558,903	3,165,320
当期純利益 (千円)	1,748,251	2,323,540	1,464,227	1,481,126	2,312,710
出資総額 (百万円)	276	272	268	264	260
出資総口数 (千口)	5,532	5,456	5,362	5,294	5,215
純資産額 (百万円)	43,940	41,604	46,744	47,134	52,602
総資産額 (百万円)	615,314	589,193	602,360	608,128	624,615
預金積金残高 (百万円)	538,496	544,555	550,537	556,784	566,296
貸出金残高 (百万円)	210,308	215,336	223,541	228,057	238,214
有価証券残高 (百万円)	197,458	185,320	182,703	168,436	187,673
単体自己資本比率 (%)	15.79	16.43	16.36	17.12	17.84
出資に対する配当金 (千円)	10,962	10,830	10,642	10,501	10,341
(出資1口当たり) (円)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
役員数 (人)	13	13	13	12	10
うち常勤役員数 (人)	9	9	9	7	7
職員数 (人)	265	267	276	286	284
会員数 (人)	13,915	13,912	13,896	13,935	13,911

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するため金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本比率(バーゼルⅢ)…高水準を維持

自己資本比率は、金融機関の健全性を示す重要な指標ですが、当金庫は、創業以来一貫して健全経営を堅持し、自己資本の充実に努めてまいりました。

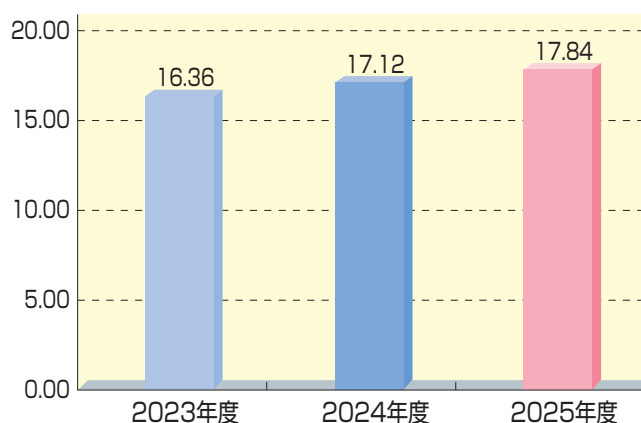
一方、2008年以降の世界的な金融危機の経験を踏まえ、金融危機の再発を防ぎ、国際金融システムのリスク耐性を高める観点から、国際的な金融規制の見直しが行われ、自己資本比率規制も厳格化されました。この新たな自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の枠組みの国内基準への反映は、2014年3月期決算から段階的に導入されており、2025年3月期で最終化を迎えました。

当金庫の2026年3月末の自己資本比率は、前年度に比べて0.72%上昇して17.84%となりました。引き続き「国内基準」4%を大きく上回る非常に高い水準を維持することができました。

※ バーゼルⅢでは、自己資本比率の最低水準「国内基準」は、4%と変わりませんが、2014年3月期決算から、自己資本比率の分子(自己資本)の強化が行われ、2019年3月期からは、自己資本比率の分母(リスク・アセット)の部分の算出方法の見直しを実施されるなど、自己資本比率規制の強化が図られております。

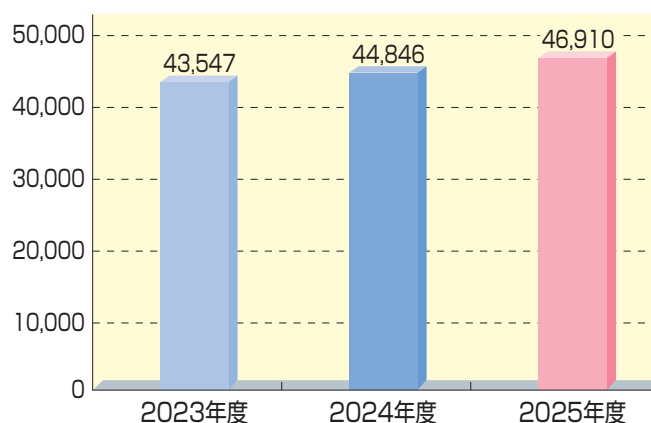
自己資本比率の推移

(単位:%)



自己資本額の推移

(単位:百万円)



信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

2025年度末の不良債権額は、101億85百万円となり前年度末と比較して94百万円増加いたしました。また、不良債権比率は4.27%となり、前年度末と比較して0.15ポイント低下しました。

不良債権に対しましては、90億11百万円を保全額として計上しておりますが、それ以外に正常債権に対しましても貸倒引当金5億11百万円を別途計上するなど万全な引当を行っています。

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	873	1,467
危険債権	7,989	7,696
要管理債権	1,228	1,020
三月以上延滞債権	1	27
貸出条件緩和債権	1,226	992
小計(A)	10,090	10,185
保全額(B)	9,149	9,011
個別貸倒引当金(C)	2,016	2,181
一般貸倒引当金(D)	214	116
担保・保証等(E)	6,918	7,078
保全率 (B)/(A) (%)	90.67	88.47
引当率((C)+(D))/((A)-(E)) (%)	70.34	73.94
正常債権(F)	218,157	228,242
総与信残高(A)+(F)	228,247	238,427

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6.「個別貸倒引当金(C)」は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7.「一般貸倒引当金(D)」には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8.「担保・保証等(E)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9.「正常債権(F)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

ちゅうしんの財務状況

■貸借対照表(資産)

(単位:千円)

科 目	2024年3月末	2025年3月末	2026年3月末
(資 産 の 部)			
現 金	5,709,575	5,304,755	3,966,640
預 け 金	160,587,170	176,941,746	161,122,106
金 銭 の 信 託	25,278,755	24,547,048	28,700,158
有 価 証 券	182,703,915	168,436,270	187,673,217
国 債	547,111	12,119,100	25,158,500
地 方 債	12,174,416	1,072,350	4,693,250
社 債	17,486,413	16,585,204	22,210,394
株 式	3,479,807	3,533,331	3,745,082
そ の 他 の 証 券	149,016,168	135,126,285	131,865,989
貸 出 金	223,541,543	228,057,712	238,214,430
割 引 手 形	952,011	518,460	406,421
手 形 貸 付	4,540,529	4,164,858	4,259,046
証 書 貸 付	210,927,706	214,685,798	223,819,379
当 座 貸 越	7,121,296	8,688,595	9,729,583
そ の 他 資 産	3,791,517	4,034,142	4,072,069
未 決 済 為 替 貸	148,030	122,642	113,727
信金中金出資金	2,807,900	2,807,900	2,807,900
前 払 費 用	30,574	52,312	70,694
未 収 収 益	634,247	798,624	847,551
金 融 派 生 商 品	—	71,902	—
そ の 他 の 資 産	170,765	180,761	232,195
有 形 固 定 資 産	2,433,034	2,858,016	2,840,514
建 物	760,039	1,046,212	1,313,797
土 地	1,383,815	1,238,819	1,262,666
建 設 仮 勘 定	15,390	215,050	1,500
その他の有形固定資産	273,789	357,934	262,551
無 形 固 定 資 産	113,416	86,576	73,915
ソ フ ト ウ ェ ア	102,885	76,162	63,484
その他の無形固定資産	10,531	10,414	10,430
前 払 年 金 費 用	498,529	584,459	662,771
債 務 保 証 見 返	134,608	113,978	98,787
貸 倒 引 当 金	△ 2,431,710	△ 2,836,649	△ 2,808,983
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,487,056)	(△ 2,016,601)	(△ 2,181,120)
資 産 の 部 合 計	602,360,357	608,128,057	624,615,628

信金中金などに
預けたお金

国債などに
投資した額

将来予想される
貸倒に備える
ための引当金

■貸借対照表(負債及び純資産)

(単位:千円)

科 目	2024年3月末	2025年3月末	2026年3月末
(負 債 の 部)			
預 金 積 金	550,537,279	556,784,340	566,296,621
当 座 預 金	5,780,514	6,196,915	5,987,346
普 通 預 金	236,785,577	238,527,612	236,339,974
貯 蓄 預 金	984,056	893,306	872,374
通 知 預 金	6,711	6,701	4,400
定 期 預 金	291,292,481	296,994,532	309,069,226
定 期 積 金	14,365,329	12,154,445	11,816,541
そ の 他 の 預 金	1,322,609	2,010,827	2,206,759
借 用 金	625,000	550,000	500,000
借 入 金	625,000	550,000	500,000
そ の 他 負 債	2,458,376	2,006,898	2,383,389
未 決 済 為 替 借	265,102	148,928	180,184
未 払 費 用	143,641	404,730	885,929
給 付 補 填 備 金	5,939	5,644	10,153
未 払 法 人 税 等	464,157	399,422	214,443
前 受 収 益	18,779	18,203	634,876
払 戻 未 済 金	830	282	360
払 戻 未 済 持 分	1,005	800	242
金 融 派 生 商 品	1,458,339	837,428	243,216
資 産 除 去 債 務	46,954	58,705	59,412
そ の 他 の 負 債	53,626	132,753	154,571
賞 与 引 当 金	91,530	101,908	107,802
退 職 給 付 引 当 金	470,497	469,781	475,672
役員退職慰労引当金	173,780	156,710	118,500
睡眠預金払戻損失引当金	1,668	1,538	1,117
偶 発 損 失 引 当 金	80,964	96,765	169,943
繰 延 税 金 負 債	1,042,236	711,136	1,861,036
債 務 保 証	134,608	113,978	98,787
負 債 の 部 合 計	555,615,940	560,993,057	572,012,869
(純 資 産 の 部)			
出 資 金	268,110	264,710	260,750
普 通 出 資 金	268,110	264,710	260,750
利 益 剰 余 金	42,790,756	44,261,240	46,563,449
利 益 準 備 金	276,640	276,640	276,640
その他の利益剰余金	42,514,116	43,984,600	46,286,809
特 別 積 立 金	40,850,000	42,350,000	43,850,000
当期末処分剰余金	1,664,116	1,634,600	2,436,809
処 分 未 済 持 分	△ 300	—	—
会 員 勘 定 合 計	43,058,566	44,525,950	46,824,199
その他有価証券評価差額金	3,685,849	2,609,048	5,778,559
評価・換算差額等合計	3,685,849	2,609,048	5,778,559
純 資 産 の 部 合 計	46,744,416	47,134,999	52,602,759
負債及び純資産の部合計	602,360,357	608,128,057	624,615,628

■損益計算書(その1)

(単位:千円)

科 目	2023年度	2024年度	2025年度
経 常 収 益	8,775,805	9,889,153	10,436,529
資 金 運 用 収 益	6,374,170	6,939,829	7,822,715
貸 出 金 利 息	2,822,359	2,878,920	3,390,642
預 け 金 利 息	178,779	425,363	905,340
有価証券利息配当金	3,321,634	3,584,128	3,464,335
その他の受入利息	51,396	51,417	62,396
役務取引等収益	400,177	425,861	459,779
受入為替手数料	132,965	147,575	168,920
その他の役務収益	267,211	278,286	290,858
そ の 他 業 務 収 益	226,003	269,478	90,946
国債等債券売却益	141,297	239,318	—
国債等債券償還益	31,818	16,964	62,498
その他の業務収益	52,887	13,195	28,447
そ の 他 経 常 収 益	1,775,454	2,253,984	2,063,088
貸倒引当金戻入益	—	—	19,343
償却債権取立益	120	131	165
株式等売却益	297,471	90,015	621,310
金銭の信託運用益	1,477,278	2,163,804	1,422,256
その他の経常収益	584	32	14
経 常 費 用	6,363,025	7,330,250	7,271,209
資 金 調 達 費 用	122,328	501,808	1,394,532
預 金 利 息	116,258	495,858	1,382,872
給付補填備金繰入額	3,576	3,659	9,563
借 用 金 利 息	2,493	2,291	2,096
役務取引等費用	306,307	314,947	326,893
支払為替手数料	39,125	41,893	43,448
その他の役務費用	267,181	273,053	283,444
そ の 他 業 務 費 用	1,580,883	2,003,203	1,492,216
外国為替売買損	769,587	789,919	349,517
国債等債券売却損	6,091	227,635	200,277
国債等債券償還損	804,711	985,151	941,433
その他の業務費用	493	497	988

ご購入したお金や運用している国債等からの利息収入

振込などのサービスの提供によって得た収入

お預かりしているご預金の利息など

■損益計算書(その2)

(単位:千円)

科 目	2023年度	2024年度	2025年度
経 費	3,466,199	3,579,308	3,830,379
人 件 費	2,265,525	2,347,116	2,532,370
物 件 費	1,102,314	1,137,870	1,177,467
税 金	98,359	94,321	120,540
そ の 他 経 常 費 用	887,305	930,982	227,188
貸倒引当金繰入額	844,270	413,075	—
貸 出 金 償 却	3,615	1,527	—
株 式 等 売 却 損	—	154,385	43,097
株 式 等 償 却	—	188,391	—
金銭の信託運用損	9,594	74,575	9,293
その他資産償却	—	104	252
その他の経常費用	29,824	98,920	174,545
経 常 利 益	2,412,779	2,558,903	3,165,320
特 別 利 益	300	1,200	6,167
固定資産処分益	300	1,200	6,167
特 別 損 失	2,976	101,523	111,616
固定資産処分損	2,976	11,556	110,757
減 損 損 失	—	89,966	858
税引前当期純利益	2,410,102	2,458,581	3,059,870
法人税、住民税及び事業税	985,325	940,954	823,815
法 人 税 等 調 整 額	△ 39,450	36,500	△ 76,655
法 人 税 等 合 計	945,875	977,455	747,160
当 期 純 利 益	1,464,227	1,481,126	2,312,710
繰越金(当期首残高)	199,888	153,474	124,099
当期末処分剰余金	1,664,116	1,634,600	2,436,809

給与などの必要な営業上の経費

金庫本来の利益

期間の最終利益

■剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	2023年度	2024年度	2025年度
当期末処分剰余金	1,664,116,634	1,634,600,776	2,436,809,769
剰 余 金 処 分 額	1,510,642,202	1,510,501,610	2,310,341,642
普通出資に対する配当金	10,642,202	10,501,610	10,341,642
(配 当 率)	(年4%)	(年4%)	(年4%)
特 別 積 立 金	1,500,000,000	1,500,000,000	2,300,000,000
繰越金(当期末残高)	153,474,432	124,099,166	126,468,127

会員のみなさまにお支払いする配当金

2025年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2026年6月17日

奈良中央信用金庫
理事長 藤原 達哉

2026年6月16日開催の第77期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

■貸借対照表の注記

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建 物 | 34年～39年 |
| その他 | 5年～10年 |
6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
8. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から費用処理
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項(2025年3月31日現在)
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,796,855百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,828,746百万円 |
| 差引額 | △31,890百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2025年3月31日現在)
- 0.3297%
- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金59百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

【貸倒引当金】…△2,808百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

16.	有形固定資産の減価償却累計額	3,235百万円
17.	有形固定資産の圧縮記帳額	174百万円
18.	信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収収益(貸出金における未収利息)及び債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。	
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,467百万円
	危険債権額	7,696百万円
	三月以上延滞債権額	27百万円
	貸出条件緩和債権額	992百万円
	合計額	10,185百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形及び商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、406百万円であります。

20. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	294百万円
預け金	1,000百万円
担保資産に対応する債務	
預金	844百万円
借入金	500百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金4,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金55百万円及び敷金21百万円が含まれております。

21. 出資1口当たりの純資産額 10,086円81銭

22. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

その一環として、デリバティブ取引を行うこともあります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、運用目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣を含む与信リスク管理委員会、リスク統括会議及び理事会を開催し、審議報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された市場リスク管理方針に基づき、ALM委員会、市場リスク管理委員会、リスク統括会議及び理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会やリスク統括会議に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び債券先物等のデリバティブ取引を行うこともあります。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、投資方針に基づき、余資運用規程に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総合企画部を通じ、市場リスク管理委員会、リスク統括会議及び理事会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、ヘッジ取引規程に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」及び「借入金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債の市場リスク量について、主に統合的なVaR(リバリュアットリスク)により、算出しております。

当金庫では、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得した市場リスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。VaRの算出においては、分散共分散法(信頼区間99%、保有期間1年、観測期間5年)を採用しており、2026年3月31日現在における市場リスク量(損失額の推計値)は、19,328百万円です。なお、リスク計測が困難な一部の金融商品については、時価に一定の掛け目を乗じてリスク量を算出し、市場リスク量として含めています。

また当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを有価証券について実施しております。2025年度に関して実施したバックテストングの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	161,122	160,932	△189
(2) 金銭の信託			
その他の金銭の信託	28,699	28,699	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	184,446	184,446	—
(4) 貸出金(*1)	238,214		
貸倒引当金(*2)	△2,808		
	235,405	232,253	△3,151
金融資産計	609,673	606,332	△3,341
(1) 預金積金	566,296	567,333	1,036
(2) 借入金(*1)	500	463	△36
金融負債計	566,796	567,796	999
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(243)	(243)	—
デリバティブ取引計	(243)	(243)	—

(*1) 貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」

が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 金銭の信託

金銭の信託の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会の公社店頭売買参考統計値等によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額等によっております。

なお、当金庫ではその他有価証券に区分されるもののみを保有しており、有価証券に関する注記事項については24.から25.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(RFR、OIS)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金は、固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(RFR、OIS)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、外国為替関連取引であり、時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 市場価格のない株式等および組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	22
組合出資金(*2)	3,204
信金中金出資金(*1)	2,807
金銭の信託(*1)	0
合 計	6,035

(*1) 非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2024年9月13日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	135,622	25,500	—	—
有価証券	12,638	40,630	26,000	13,319
貸出金(*1)	39,274	84,683	53,424	49,457
合 計	187,534	150,814	79,424	62,776

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*1)	449,233	116,974	—	87
借入金	50	200	250	—
合 計	449,283	117,174	250	87

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,582	1,774	1,807
	債券	893	890	2
	国債	893	890	2
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	58,999	52,562	6,437
	小 計	63,474	55,226	8,247
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	140	147	△6
	債券	51,169	52,992	△1,823
	国債	24,265	25,502	△1,237
	地方債	4,693	4,729	△36
	社債	22,210	22,760	△550
	その他	69,662	72,479	△2,817
	小 計	120,972	125,619	△4,647
合 計		184,446	180,846	3,600

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売 却 額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	767	318	43
債券	99	—	0
国債	—	—	—
地方債	99	—	0
社債	—	—	—
その他	3,083	302	200
合 計	3,950	621	243

26. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	28,699	24,284	4,414	4,736	321

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

27. 減損処理を行った有価証券等

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金除く)のうち、その他の金銭信託内の信託財産において時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、42百万円(金銭の信託42百万円)であります。

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,514百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが14,282百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	590百万円
退職給付引当金	132
固定資産	69
有価証券	19
役員退職慰労引当金	33
賞与引当金	30
その他	127
繰延税金資産小計	1,002
評価性引当額	△432
繰延税金資産合計	569
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,236
前払年金費用	184
その他	9
繰延税金負債合計	2,430
繰延税金負債の純額	1,861百万円

■損益計算書の注記

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額 440円27銭
3. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地区	用途	種類	減損損失(千円)
田原本町	地域交流用レンタルスペース	構築物	858
合 計			858

対象資産は、使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる変化があり、キャッシュ・フローの著しい低下等により、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額858千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額については、構築物は使用価値としております。

4. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、未利用口座管理手数料、融資取扱手数料、不動産担保受入手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 投信販売手数料や保険販売手数料等の投資信託・保険販売業務関係の受入手数料 貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

■役職員の報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 2025年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	180

- (注) 1. 対象役員に該当する理事・監事は8名です。(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」118百万円、「賞与」7百万円、「退職慰労金」55百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年(平成24年)3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2025年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

預金業務・貸出金業務

預金科目別の平均残高

(単位:百万円、%)

	2023年度		2024年度		2025年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	234,756	43.38	240,933	44.07	242,199	43.44
当座預金	5,430	1.00	5,260	0.96	5,600	1.00
普通預金	228,320	42.19	234,739	42.93	235,688	42.28
貯蓄預金	998	0.18	926	0.16	905	0.16
通知預金	6	0.00	6	0.00	5	0.00
定期性預金	305,320	56.42	304,593	55.71	314,011	56.33
定期預金	291,057	53.78	291,402	53.30	302,123	54.19
固定金利定期預金	291,056	53.78	291,401	53.30	302,122	54.19
変動金利定期預金	0	0.00	0	0.00	0	0.00
その他の	0	0.00	0	0.00	0	0.00
定期積金	14,262	2.63	13,190	2.41	11,887	2.13
その他の預金	1,061	0.19	1,155	0.21	1,228	0.22
合計	541,138	100.00	546,682	100.00	557,438	100.00
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-

(注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金 2.定期性預金=定期預金+定期積金 3.固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
4.変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金 5.その他の預金=別段預金+納税準備預金

定期預金残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度	2025年度
定期預金	291,292	296,994	309,069
固定金利定期預金	291,291	296,993	309,068
変動金利定期預金	0	0	0
その他の	0	0	0

役職員一人当たり預金残高及び貸出金残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度	2025年度
預金	1,931	1,900	1,946
貸出金	784	778	818

1人当たりの生産性を示すものであり、経営効率の基本的な指標として重視されています。

一店舗当たり預金残高及び貸出金残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度	2025年度
預金	36,702	37,118	37,753
貸出金	14,902	15,203	15,880

店舗単位当たりの生産性を示すものであり、一人当たりと同様の指標として認識されます。

貸出金科目別の平均残高

(単位:百万円、%)

	2023年度		2024年度		2025年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	846	0.38	579	0.26	510	0.22
手形貸付	3,482	1.60	3,770	1.71	3,222	1.40
証書貸付	207,716	95.42	209,083	95.10	218,271	95.02
当座貸越	5,619	2.58	6,419	2.91	7,687	3.34
合計	217,666	100.00	219,852	100.00	229,691	100.00

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

(単位:百万円、%)

	2023年度		2024年度		2025年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
固定金利	119,777	53.58	114,237	50.09	115,776	48.60
変動金利	103,764	46.41	113,820	49.91	122,437	51.39
合計	223,541	100.00	228,057	100.00	238,214	100.00

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	2,865	2,924	2,635
有価証券	554	516	519
動産	-	-	-
不動産	44,241	44,306	43,195
その他	-	-	-
計	47,661	47,748	46,349
信用保証協会・信用保険	76,176	74,811	72,515
保証	14,920	14,850	14,904
信用	84,783	90,646	104,442
合計	223,541	228,057	238,214

預貸率

(単位:百万円、%)

	2023年度	2024年度	2025年度
貸出金(期末残高)(A)	223,541	228,057	238,214
預金(期末残高)(B)	550,537	556,784	566,296
預貸率	期末(A/B)	40.60%	40.96%
	期中平均	40.22%	40.21%

預金がどれだけ貸出金として運用されているかを示す割合のことです。

預証率

(単位:百万円、%)

	2023年度	2024年度	2025年度
有価証券(期末残高)(A)	182,703	168,436	187,673
預金(期末残高)(B)	550,537	556,784	566,296
預証率	期末(A/B)	33.18%	30.25%
	期中平均	34.13%	30.97%

預金がどれだけ有価証券の投資に運用されているかを示す割合のことです。

経営の内容

■貸出金使途別内訳

ご融資金の
使い道です

(単位:百万円、%)

	2023年度		2024年度		2025年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	96,817	43.31	99,956	43.83	102,136	42.88
運転資金	126,724	56.69	128,101	56.17	136,078	57.12
合計	223,541	100.00	228,057	100.00	238,214	100.00

■貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

業種区分	2023年度			2024年度			2025年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	610	24,331	10.88	602	25,839	11.33	596	26,519	11.13
農業、林業	17	300	0.13	18	246	0.10	16	244	0.10
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	985	25,549	11.42	1,041	25,661	11.25	1,069	26,185	10.99
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	11	106	0.04	12	145	0.06	12	124	0.05
運輸業、郵便業	116	5,815	2.60	121	5,495	2.40	122	5,806	2.43
卸売業、小売業	595	19,306	8.63	613	18,884	8.28	598	18,479	7.75
金融業、保険業	16	292	0.13	19	284	0.12	18	266	0.11
不動産業	517	51,228	22.91	553	51,736	22.68	564	51,190	21.48
物品賃貸業	6	268	0.11	5	209	0.09	4	267	0.11
学術研究、専門・技術サービス業	18	644	0.28	17	1,135	0.49	21	957	0.40
宿泊業	5	23	0.01	6	19	0.00	6	24	0.01
飲食業	283	3,876	1.73	292	4,073	1.78	289	3,638	1.52
生活関連サービス業、娯楽業	169	3,073	1.37	177	3,042	1.33	184	2,852	1.19
教育、学習支援業	37	1,601	0.71	38	1,354	0.59	39	966	0.40
医療、福祉	149	6,894	3.08	165	7,710	3.38	173	8,238	3.45
その他のサービス	677	11,000	4.92	715	12,136	5.32	724	11,341	4.74
小計	4,211	154,313	69.03	4,394	157,974	69.26	4,435	157,076	65.93
地方公共団体	22	26,892	12.03	23	27,335	11.98	25	37,176	15.60
個人	6,122	42,336	18.93	5,972	42,747	18.74	5,822	43,961	18.45
合計	10,355	223,541	100.00	10,389	228,057	100.00	10,282	238,214	100.00

(注)業種区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度	2025年度
一般貸倒引当金	944	820	627
個別貸倒引当金	1,487	2,016	2,181
合計	2,431	2,836	2,808
期中の増減額	839	404	△27

■貸出金償却の額

(単位:千円)

	2023年度	2024年度	2025年度
貸出金償却	3,615	1,527	-

余資運用

■有価証券平均残高

(単位:百万円、%)

	2023年度		2024年度		2025年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
国債	1,016	0.55	2,952	1.74	17,027	10.02
地方債	13,170	7.13	2,933	1.73	1,731	1.01
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	19,638	10.63	16,965	10.01	18,869	11.11
株式	1,701	0.92	2,282	1.34	1,979	1.16
外国証券	111,564	60.40	105,452	62.27	97,547	57.44
投資信託	33,418	18.09	34,251	20.22	28,425	16.73
その他の証券	4,185	2.26	4,499	2.65	4,227	2.48
合計	184,694	100.00	169,338	100.00	169,808	100.00

保有国債・株式などの平均残高です。

■有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

	2023年度						2024年度						2025年度					
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	547	-	-	-	-	547	-	1,991	10,127	-	-	12,119	-	1,954	23,204	-	-	25,158
地方債	12,014	160	-	-	-	12,174	-	1,072	-	-	-	1,072	39	4,653	-	-	-	4,693
社債	-	1,832	4	15,248	400	17,486	1,502	2,793	-	11,888	400	16,585	598	11,046	-	10,565	-	22,210
株式	-	-	-	-	3,479	3,479	-	-	-	-	3,533	3,533	-	-	-	-	3,745	3,745
外国証券	18,345	28,437	1,329	3,071	59,614	110,798	5,981	31,600	481	2,353	58,047	98,464	12,022	21,961	982	2,259	61,580	98,806
その他の証券	-	-	-	-	38,217	38,217	-	-	-	-	36,661	36,661	-	-	-	-	33,059	33,059
合計	30,907	30,429	1,334	18,320	101,711	182,703	7,484	37,458	10,609	14,241	98,643	168,436	12,661	39,615	24,186	12,824	98,385	187,673

■有価証券の時価等情報

1. 売買目的有価証券…該当ありません
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの…該当ありません
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの…該当ありません
4. その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種類	2023年度			2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,103	1,569	1,534	3,083	1,769	1,314	3,582	1,774	1,807
	債券	4,899	4,861	38	3,256	3,251	4	893	890	2
	国債	547	543	3	—	—	—	893	890	2
	地方債	—	—	—	973	972	1	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	4,352	4,317	35	2,282	2,279	3	—	—	—
	その他	49,288	44,902	4,385	38,758	35,006	3,751	58,999	52,562	6,437
	小 計	57,291	51,333	5,958	45,098	40,027	5,070	63,474	55,226	8,247
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	147	172	△ 24	410	475	△ 64	140	147	△ 6
	債券	25,308	25,810	△ 502	26,520	27,161	△ 640	51,169	52,992	△ 1,823
	国債	—	—	—	12,119	12,295	△ 176	24,265	25,502	△ 1,237
	地方債	12,174	12,178	△ 4	98	100	△ 2	4,693	4,729	△ 36
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	13,133	13,631	△ 498	14,302	14,765	△ 462	22,210	22,760	△ 550
	その他	95,557	99,775	△ 4,217	91,604	95,727	△ 4,123	69,662	72,479	△ 2,817
	小 計	121,013	125,759	△ 4,745	118,535	123,364	△ 4,829	120,972	125,619	△ 4,647
合 計		178,305	177,092	1,213	163,633	163,392	241	184,446	180,846	3,600

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度	2025年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—	—
非 上 場 株 式	227	39	22
非 上 場 そ の 他 の 証 券	4,170	4,762	3,204
合 計	4,398	4,802	3,226

■金銭の信託の時価等情報

1. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

2023年度		2024年度		2025年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
152	—	—	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 満期保有目的の金銭の信託…該当ありません
3. その他の金銭の信託

(単位:百万円)

2023年度					2024年度					2025年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
25,126	21,278	3,848	3,956	108	24,547	21,170	3,376	3,514	137	28,700	24,285	4,414	4,736	321

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

■デリバティブ取引の時価情報(信用金庫法施行規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引)

1. 金利関連取引…該当する取引はありません。
2. 通貨関連取引

(単位:百万円)

				2023年度				2024年度				2025年度			
				契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	為替予約	売建	15,631	3,774	17,073	△ 1,458	9,951	—	10,702	△ 765	6,855	—	7,087	△ 243	
		買建	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計					17,073	△ 1,458			10,702	△ 765			7,087	△ 243	

(注) 1. 上記取引については、時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。 2. 時価の算定: 割引現在価値等により算定しております。

3. 株式関連取引…該当する取引はありません。
4. 債券関連取引…該当する取引はありません。
5. 商品関連取引…該当する取引はありません。
6. クレジットデリバティブ取引…該当する取引はありません。

経営効率

■総資産利益率

(単位:%)

	2023年度	2024年度	2025年度
総資産経常利益率	0.41	0.43	0.52
総資産当期純利益率	0.25	0.25	0.38

総資産利益率は、総資産の平均残高(債務保証見返除く)に対する経常利益と当期純利益の割合を示しております。これらの比率は、当金庫の収益性を表す総合的な指標として認識されています。

■総資金利鞘

(単位:%)

	2023年度	2024年度	2025年度
資金運用利回	1.14	1.23	1.36
資金調達原価率	0.68	0.77	0.97
総資金利鞘	0.46	0.46	0.39

総資金利鞘=資金運用利回-資金調達原価率(この比率は運用資金全体の収益率を見る指標です。)

■業務粗利益

(単位:千円、%)

	2023年度	2024年度	2025年度
資金運用収支	6,255,802	6,457,601	6,482,453
資金運用収益	6,374,170	6,939,829	7,822,715
資金調達費用	118,367	482,228	1,340,261
役務取引等収支	93,869	110,914	132,885
役務取引等収益	400,177	425,861	459,779
役務取引等費用	306,307	314,947	326,893
その他の業務収支	△ 1,354,880	△ 1,733,725	△ 1,401,269
その他の業務収益	226,003	269,478	90,946
その他の業務費用	1,580,883	2,003,203	1,492,216
業務粗利益	4,994,791	4,834,790	5,214,069
業務粗利益率	0.89	0.86	0.90

(注) 1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(2023年度3,960千円、2024年度19,580千円、2025年度54,270千円)を控除して表示しております。

2.業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

■業務純益

(単位:千円)

	2023年度	2024年度	2025年度
業務純益	1,309,168	1,343,592	1,342,835
実質業務純益	1,518,291	1,218,987	1,342,835
コア業務純益	2,155,978	2,175,491	2,422,047
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	1,955,022	2,032,495	2,335,213

(注) 1.業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3.コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■資金運用収支の内訳

(単位:百万円、千円、%)

	平均残高			利息			利回り		
	2023年度	2024年度	2025年度	2023年度	2024年度	2025年度	2023年度	2024年度	2025年度
資金運用勘定	555,910	560,570	574,449	6,374,170	6,939,829	7,822,715	1.14	1.23	1.36
うち貸出金	217,666	219,852	229,691	2,822,359	2,878,920	3,390,642	1.29	1.30	1.47
うち預け金	151,476	168,571	172,142	178,779	425,363	905,340	0.11	0.25	0.52
うちコールローン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	184,694	169,338	169,808	3,321,634	3,584,128	3,464,335	1.79	2.11	2.04
資金調達勘定	521,972	525,513	535,363	118,367	482,228	1,340,261	0.02	0.09	0.25
うち預金積金	541,138	546,682	557,438	119,834	499,517	1,392,435	0.02	0.09	0.24
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち借入金	637	587	537	2,493	2,291	2,096	0.39	0.39	0.39

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2023年度316百万円、2024年度319百万円、2025年度325百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2023年度19,803百万円、2024年度21,756百万円、2025年度22,612百万円)及び利息(2023年度3,960千円、2024年度19,580千円、2025年度54,270千円)をそれぞれ控除して表示しております。

当金庫業務の資金の運用・調達勘定の実績を表しています。

■受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	2023年度			2024年度			2025年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 220,978	23,909	△ 197,069	57,687	507,971	565,659	186,323	696,562	882,885
うち貸出金	71,904	△ 64,977	6,927	28,631	27,928	56,560	145,235	366,487	511,722
うち預け金	△ 23,723	9,900	△ 13,823	43,137	203,447	246,584	17,737	462,239	479,976
うちコールローン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	△ 85,040	△ 105,059	△ 190,100	△ 325,014	587,508	262,493	9,595	△ 129,388	△ 119,792
支払利息	△ 4,633	△ 18,107	△ 22,740	3,249	360,611	363,860	24,658	833,374	858,033
うち預金積金	740	△ 22,777	△ 22,037	5,065	374,616	379,682	26,868	866,050	892,918
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち借入金	△ 82,726	82,538	△ 187	△ 195	△ 6	△ 201	△ 195	0	△ 195

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めております。

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の概要

2014年3月期より、バーゼルⅢによる新たな自己資本比率規制が、国内基準金融機関にも適用開始となりました。新たな自己資本比率規制(バーゼルⅢ)とは、主要国の金融監督当局で構成するバーゼル銀行監督委員会が、2010年9月に公表した金融機関の自己資本比率等に関する規制のことです。2007年に始まった世界的な金融危機では、それまでの規制上の自己資本では十分な損失吸収力を備えていなかったことが露呈し、金融機関同士の相互関連性が危機を深刻化させる結果となりました。この経験を踏まえ、金融危機の再発を防ぎ、金融機関の経営の健全性維持・国際金融システムのリスク耐性強化などを目的として新たな規制が導入されることとなりました。当該規制は、1989年に公表されたバーゼル合意(BIS規制)、2004年に公表されたバーゼルⅡ(新BIS規制)の内容を見直し、金融機関の自己資本の質と量が高めることが主な柱となっております。自己資本比率の最低水準は4%(国内基準)と変わりませんが、自己資本参入要件の厳格化や損失吸収力がないと判断された資産の控除がなされる一方で、デリバティブ取引等リスクの高い資産の信用リスクアセットの計算方法について一定の見直しが行われるなど、自己資本比率規制の厳格化が図られております。このバーゼルⅢの枠組みの国内基準への反映は、2025年3月期で最終化を迎えました。

尚、バーゼルⅢは、3つの柱、すなわち、「第一の柱」最低所要自己資本比率、「第二の柱」金融機関の自己管理と監督上の検証、「第三の柱」市場規律から成り立っています。それぞれの内容については以下の通りです。

第一の柱(最低所要自己資本比率)

第一の柱では最低所要自己資本比率を定めています。自己資本比率を算定するにあたり、分子にあたる自己資本算入要件の厳格化や、分母となるリスクアセットの計測方法の変更とリスク捕捉の強化、他の金融機関の資本調達手段の保有抑制などが旧規制と比較して大きく改正された点です。

第二の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)

バーゼルⅢにおいては、銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第一の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取組みを期待すること、また当局は、各金融機関が自発的に創意工夫をしたリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずること等が求められています。

第三の柱(市場規律)

バーゼルⅢにおいては、開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められています。

「定性的」な 開示事項の 概要

- ① 自己資本調達手段の概要
- ② 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ③ 信用リスクに関する事項
- ④ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ⑤ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ⑥ 証券化エクスポージャーに関する事項
- ⑦ オペレーショナル・リスクに関する事項
- ⑧ 銀行勘定における信用金庫法施行令第十一条第七項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ⑨ 銀行勘定における金利リスクに関する事項

「定量的」な 開示事項の 概要

- ① 自己資本の構成に関する事項
- ② 自己資本の充実度に関する事項
- ③ 信用リスク(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項
- ④ 信用リスク削減手法に関する事項
- ⑤ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- ⑥ 証券化エクスポージャーに関する事項
- ⑦ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ⑧ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ⑨ 金利リスクに関する事項

1. 自己資本の充実度の状況について

定性的な開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本(コア資本)は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金、一般貸倒引当金コア資本算入額、およびコア資本に係る調整項目により構成されております。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させてきており、経営の健全性・安全性は充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策につきましては、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを行っていく方針であります。

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の概要

定量的な開示事項 ※当金庫は連結対象子会社を保有しておりません。よって以下の開示事項は全て単体ベースでの開示となります。

(1)自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	44,515	46,813
うち、出資金及び資本剰余金の額	264	260
うち、利益剰余金の額	44,261	46,563
うち、外部流出予定額(△)	10	10
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	820	627
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	820	627
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第3項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	45,335	47,441
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	63	53
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	63	53
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	425	477
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	488	531
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	44,846	46,910
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	251,400	252,090
資産(オン・バランス)項目	245,043	246,720
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第6項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
オフ・バランス取引等項目	6,305	5,350
CVAリスク相当額を十パーセントで除して得た額	51	20
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	10,455	10,752
資本フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	261,856	262,842
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	17.12%	17.84%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準金庫であります。

(2)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等※1	所要自己資本額	リスク・アセット等※1	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	251,400	10,056	252,090	10,083
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	168,404	6,736	168,936	6,757
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	8	200	8
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	74	2	67	2
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	14,673	586	13,236	529
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	60	2	30	1
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	59,374	2,374	63,337	2,533
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	15,826	633	16,673	666
トランザクター向け	201	8	188	7
不動産関連向け	35,158	1,406	35,015	1,400
自己居住用不動産等向け	14,507	580	14,867	594
賃貸用不動産向け	17,617	704	16,874	674
事業用不動産関連向け	3,032	121	3,272	130
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	14,854	594	14,188	567
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	5,480	219	4,959	198
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	258	10	252	10
取立未済手形	24	0	22	0
信用保証協会等による保証付	3,123	124	3,201	128
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	2,287	91	2,529	101
上記以外	17,068	682	15,253	610
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	9,000	360	6,750	270
(うち信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー)	3,010	120	3,010	120
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	1,202	48	1,451	58
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,855	154	4,041	161
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	82,944	3,317	83,133	3,325
ルック・スルー方式	82,944	3,317	83,133	3,325
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	51	2	20	0

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の概要

項 目	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等※1	所要自己資本額	リスク・アセット等※1	所要自己資本額
⑦中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,455	418	10,752	430
BI	6,970		7,168	
BIC	836		860	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	261,856	10,474	262,842	10,513

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

2. 各種リスク管理態勢について

(I)信用リスク

定性的な開示事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況等の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクです。当金庫では、信用リスクを管理すべき重要なリスクであると認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

加えて、信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施しております。

また、貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く態勢としています。さらに与信リスク管理委員会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営について協議検討を行い、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築すると共に「リスク統括会議」「理事会」といった経営陣に速やかに報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定規程」「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については独立監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)

(3)信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「事務取扱規程」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、保証として地方公共団体、政府関係機関保証等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散する様努めております。

定量的な開示事項

(1)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										延滞エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券等		預け金 その他		デリバティブ取引			
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国	内	481,444	492,292	228,247	238,427	63,135	80,917	189,889	172,880	171	68	11,283	11,432
国	外	15,128	15,928	－	－	15,128	15,928	－	－	－	－	－	－
地 域 別 合 計		496,572	508,221	228,247	238,427	78,263	96,845	189,889	172,880	171	68	11,283	11,432
製 造 業		39,145	41,425	26,246	26,974	12,899	14,450	－	－	－	－	3,085	2,811
農 業 、 林 業		317	309	317	309	－	－	－	－	－	－	24	24
漁 業		－	292	－	－	－	292	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業		29,189	29,862	27,890	28,563	1,299	1,299	－	－	－	－	2,050	1,939
電気・ガス・熱供給・水道業		3,447	3,980	－	－	3,447	3,980	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業		1,693	2,098	145	124	1,547	1,973	1	1	－	－	－	－
運 輸 業 ・ 郵 便 業		7,410	8,826	5,552	5,876	1,857	2,950	－	－	－	－	403	456
卸 売 業 ・ 小 売 業		23,831	22,717	19,497	19,046	4,334	3,670	－	－	－	－	2,245	2,477
金 融 業 ・ 保 険 業		209,579	188,166	296	277	29,362	23,891	179,749	163,930	171	68	－	－
不 動 産 業		52,910	53,498	52,910	52,500	－	998	－	－	－	－	237	516
物 品 賃 貸 業		3,729	3,166	209	267	3,519	2,898	－	－	－	－	74	74
学術研究、専門技術サービス業		1,205	1,029	1,205	1,029	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業		22	27	22	27	－	－	－	－	－	－	－	－
飲 食 業		4,516	4,042	4,516	4,042	－	－	－	－	－	－	321	401
生活関連サービス業、娯楽業		3,499	3,357	3,499	3,357	－	－	－	－	－	－	306	301
教育、学習支援業		1,361	973	1,361	973	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 ・ 福 祉		8,239	8,762	8,239	8,762	－	－	－	－	－	－	858	799
その他のサービス		13,745	13,005	13,717	12,995	27	10	－	－	－	－	1,168	1,093
国・地方公共団体等		47,322	77,652	27,353	37,222	19,968	40,430	－	－	－	－	－	－
個 人		35,263	36,073	35,263	36,073	－	－	－	－	－	－	505	537
そ の 他		10,140	8,950	2	1	－	－	10,138	8,949	－	－	－	－
業 種 別 合 計		496,572	508,221	228,247	238,427	78,263	96,845	189,889	172,880	171	68	11,283	11,432
1 年 以 下		60,620	61,321	24,409	24,001	7,476	12,618	28,562	24,633	171	68		
1 年 超 3 年 以 下		66,700	66,441	19,389	20,601	19,310	21,839	28,000	24,000	－	－		
3 年 超 5 年 以 下		40,311	56,483	22,077	36,662	18,233	18,320	－	1,500	－	－		
5 年 超 7 年 以 下		33,728	20,373	33,228	19,874	－	498	500	－	－	－		
7 年 超 1 0 年 以 下		49,718	64,749	38,917	39,851	10,800	24,897	－	－	－	－		
10 年 超		104,662	110,406	89,870	97,087	14,792	13,319	－	－	－	－		
期間の定めのないもの		140,830	128,445	354	347	7,649	5,350	132,826	122,746	－	－		
残 存 期 間 別 合 計		496,572	508,221	228,247	238,427	78,263	96,845	189,889	172,880	171	68		
フ ァ ン ド		1,049	1,949										
合 計		497,621	510,170										

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 「その他」とは、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーであります。具体的には、現金、固定資産、繰延税金資産などが含まれます。
4. 「ファンド」は金銭の信託であります。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の概要

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位: 百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	944	820	-	944	820
	2025年度	820	627	-	820	627
個別貸倒引当金	2024年度	1,487	2,016	8	1,478	2,016
	2025年度	2,016	2,181	8	2,008	2,181
合 計	2024年度	2,431	2,836	8	2,423	2,836
	2025年度	2,836	2,808	8	2,008	2,808

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位: 百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製 造 業	431	724	724	717	0	－	430	724	724	717	1	－
農 業 、 林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	87	296	296	221	0	8	87	288	296	221	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	9	1	1	1	7	－	1	1	1	1	－	－
卸売業、小売業	6	22	22	29	－	－	6	22	22	29	－	－
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	14	34	34	269	－	－	14	34	34	269	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究・専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲 食 業	10	2	2	1	－	－	10	2	2	1	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	2	2	2	2	－	－	2	2	2	2	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉	404	409	409	423	－	－	404	409	409	423	－	－
その他のサービス	480	464	464	458	－	－	480	464	464	458	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	40	58	58	56	－	－	40	58	58	56	－	－
合 計	1,487	2,016	2,016	2,181	8	8	1,478	2,008	2,016	2,181	1	－

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

項 目	2024年度					リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	CCF-信用リスク削減効果適用前		CCF-信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
1. 現金	5,304	－	5,304	－	－	0.00
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	132,119	－	132,119	－	－	0.00
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	1,000	－	1,000	－	200	20.00
4. 国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
5. 我が国の地方公共団体向け	28,801	7	28,801	－	－	0.00
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	2,451	－	2,451	－	－	0.00
7. 国際開発銀行向け	1,488	－	1,488	－	－	0.00
8. 地方公共団体金融機構向け	1,685	－	1,685	－	－	0.00
9. 我が国の政府関係機関向け	760	－	760	－	74	9.75
10. 地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	69,822	－	69,822	－	14,673	21.01
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	200	－	200	－	60	30.00
12. カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
13. 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	83,001	9,568	78,583	818	59,374	74.77
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け	24,892	56,346	22,732	823	15,826	67.18
（うちトランザクター向け）	－	48,052	－	566	201	35.47
15. 不動産関連向け	60,121	－	59,462	－	35,158	59.12
（うち自己居住用不動産等向け）	32,472	－	32,305	－	14,507	44.90
（うち賃貸用不動産向け）	24,430	－	24,017	－	17,617	73.35
（うち事業用不動産関連向け）	3,218	－	3,139	－	3,032	96.57
（うちその他不動産関連向け）	－	－	－	－	－	－
（うちADC向け）	－	－	－	－	－	－
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	14,662	480	14,662	192	14,854	100.00
17. 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	4,024	48	3,888	3	5,480	140.80
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	325	－	325	－	258	79.63
19. 取立未済手形	122	－	122	－	24	19.99
20. 信用保証協会等による保証付	51,673	149	31,195	14	3,123	10.00
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
22. 株式等	2,286	－	2,286	－	2,287	100.06
合 計					151,336	

(単位:百万円)

項 目	2025年度					リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	CCF-信用リスク削減効果適用前		CCF-信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
1. 現金	3,966	－	3,966	－	－	0.00
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	137,051	－	137,051	－	－	0.00
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	1,000	－	1,000	－	200	20.00
4. 国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
5. 我が国の地方公共団体向け	42,198	4	42,198	－	－	0.00
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	2,340	－	2,340	－	－	0.00
7. 国際開発銀行向け	2,291	－	2,291	－	－	0.00
8. 地方公共団体金融機構向け	1,491	－	1,491	－	－	0.00
9. 我が国の政府関係機関向け	2,976	－	2,976	－	67	2.27
10. 地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	63,075	－	63,075	－	13,236	20.98
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	100	－	100	－	30	30.00
12. カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
13. 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	89,991	8,904	85,488	701	63,337	73.48
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け	26,411	57,373	24,218	849	16,673	66.51
（うちトランザクター向け）	－	48,905	－	536	188	35.10
15. 不動産関連向け	59,778	－	59,140	－	35,015	59.20
（うち自己居住用不動産等向け）	33,276	－	33,109	－	14,867	44.90
（うち賃貸用不動産向け）	23,073	－	22,656	－	16,874	74.47
（うち事業用不動産関連向け）	3,427	－	3,373	－	3,272	97.00
（うちその他不動産関連向け）	－	－	－	－	－	－
（うちADC向け）	－	－	－	－	－	－
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	10,804	1,349	10,804	539	14,188	125.06
17. 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	3,708	53	3,593	4	4,959	137.83
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	331	－	328	－	252	76.63
19. 取立未済手形	113	－	113	－	22	19.99
20. 信用保証協会等による保証付	48,079	197	31,984	19	3,201	10.00
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
22. 株式等	1,945	－	1,945	－	2,529	130.01
合 計					153,683	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF-信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の概要

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

相手方当事者の区分	2024年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
1. 現金	5,304	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	132,119	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5. 我が国の地方公共団体向け	28,801	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	2,451	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7. 国際開発銀行向け	1,488	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8. 地方公共団体金融機構向け	-	1,685	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9. 我が国の政府関係機関向け	-	760	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10. 地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	62,730	-	7,092	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12. カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13. 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	7,204	-	-	-	-	-	-	-	-	15,271	-	-	-
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	566	-	-	-	-
(うちトランザクター向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	566	-	-	-	-
15. 不動産関連向け	-	-	-	1,408	856	5,900	-	1,860	-	1,822	-	3,994	2,132	-	1,943	-
(うち自己居住用不動産等向け)	-	-	-	1,408	856	2,543	-	-	-	1,822	-	-	2,132	-	-	-
(うち賃貸用不動産向け)	-	-	-	-	-	3,356	-	1,860	-	-	-	3,994	-	-	1,943	-
(うち事業用不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うちADC向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17. 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	209	-	-	-
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19. 取立未済手形	-	-	-	122	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20. 信用保証協会等による保証付	-	31,210	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22. 株式等	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	167,714	33,656	-	73,917	856	12,992	-	1,860	-	1,822	-	4,561	17,613	-	1,943	-

(単位:百万円)

相手方当事者の区分	2024年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合 計
1. 現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,304
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	132,119
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000
4. 国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5. 我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,801
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,451
7. 国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,488
8. 地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,685
9. 我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	760
10. 地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69,822
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200
12. カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13. 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	2,300	-	37,962	-	-	16,662	-	-	-	-	-	-	-	-	79,401
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け	-	21,270	-	-	-	-	1,718	-	-	-	-	-	-	-	-	23,555
(うちトランザクター向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	566
15. 不動産関連向け	24,481	1,667	-	-	220	84	-	11,112	1,976	-	-	-	-	-	-	59,462
(うち自己居住用不動産等向け)	23,538	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32,305
(うち賃貸用不動産向け)	-	1,664	-	-	-	84	-	11,112	-	-	-	-	-	-	-	24,017
(うち事業用不動産関連向け)	943	-	-	-	220	-	-	-	1,976	-	-	-	-	-	-	3,139
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うちADC向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,854	-	-	-	14,854
17. 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	155	-	-	-	-	3,527	-	-	-	3,891
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	325	-	-	-	-	-	-	-	-	325
19. 取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	122
20. 信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,210
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22. 株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,285	-	-	2,286
合 計	24,481	25,238	-	37,962	220	84	19,861	11,112	1,976	-	-	18,382	2,285	-	-	458,544

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の概要

(単位:百万円)

相手方当事者の区分	2025年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
1. 現金	3,966	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	137,051	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5. 我が国の地方公共団体向け	42,198	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	2,340	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7. 国際開発銀行向け	2,291	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8. 地方公共団体金融機構向け	-	1,491	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9. 我が国の政府関係機関向け	-	2,976	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10. 地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	56,866	-	6,209	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12. カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13. 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	8,490	-	-	-	-	-	-	-	-	18,101	-	-	-
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	3,960	-	-	-	-	-	-	-	323	-	-	-	-
(うちトランザクター向け)	-	-	-	212	-	-	-	-	-	-	-	323	-	-	-	-
15. 不動産関連向け	-	-	-	13,866	575	4,494	-	1,591	-	948	-	3,337	1,246	-	2,407	-
(うち自己居住用不動産等向け)	-	-	-	13,866	575	1,457	-	-	-	948	-	-	1,246	-	-	-
(うち賃貸用不動産向け)	-	-	-	-	-	3,036	-	1,591	-	-	-	3,337	-	-	2,407	-
(うち事業用不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うちADC向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17. 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	57	-	-	-	-	-	-	-	-	217	-	-	-
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	96	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19. 取立未済手形	-	-	-	113	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20. 信用保証協会等による保証付	-	32,004	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22. 株式等	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	185,509	36,472	-	86,792	575	10,703	-	1,591	-	948	-	3,661	19,564	-	2,407	-

(単位:百万円)

相手方当事者の区分	2025年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合 計
1. 現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,966
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	137,051
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000
4. 国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5. 我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42,198
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,340
7. 国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,291
8. 地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,491
9. 我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,976
10. 地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63,075
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100
12. カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13. 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	3,194	-	41,411	-	-	14,993	-	-	-	-	-	-	-	-	86,190
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け	-	20,191	-	-	-	-	591	-	-	-	-	-	-	-	-	25,067
(うちトランザクター向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	536
15. 不動産関連向け	15,869	1,428	-	-	579	82	-	10,774	1,889	-	-	49	-	-	-	59,140
(うち自己居住用不動産等向け)	15,012	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,109
(うち賃貸用不動産向け)	-	1,425	-	-	-	82	-	10,774	-	-	-	-	-	-	-	22,656
(うち事業用不動産関連向け)	856	-	-	-	579	-	-	-	1,889	-	-	49	-	-	-	3,373
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うちADC向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,194	150	-	-	11,344
17. 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	292	-	-	-	-	3,031	-	-	-	3,598
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	232	-	-	-	-	-	-	-	-	328
19. 取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	113
20. 信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32,004
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22. 株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,944	-	-	1,945
合 計	15,869	24,814	-	41,411	579	82	16,109	10,774	1,889	-	-	14,275	2,094	-	-	476,126

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の概要

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円,%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
1. 40%未満	326,968	3,179	10.00	306,649
2. 40%～ 70%	39,677	45,892	10.00	39,797
3. 75%	24,315	7,639	10.00	22,422
4. 80%	—	—	—	—
5. 85%	39,696	3,162	13.00	37,939
6. 90%～100%	19,989	6,205	10.00	18,033
7. 105%～130%	13,368	—	—	13,088
8. 150%	18,242	520	37.67	18,327
9. 250%	2,286	—	—	2,286
10. 400%	—	—	—	—
11. 1,250%	—	—	—	—
12. その他	—	—	—	—
合 計	484,544	66,601	10.35	458,544

(単位:百万円,%)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	2025年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
1. 40%未満	337,605	3,081	10.00	321,643
2. 40%～ 70%	42,327	46,785	10.00	42,450
3. 75%	26,710	7,857	10.00	24,814
4. 80%	—	—	—	—
5. 85%	43,815	3,326	13.00	41,411
6. 90%～100%	18,256	5,437	10.00	16,770
7. 105%～130%	12,912	—	—	12,664
8. 150%	13,835	1,394	39.04	14,275
9. 250%	2,095	—	—	2,095
10. 400%	—	—	—	—
11. 1,250%	—	—	—	—
12. その他	—	—	—	—
合 計	497,558	67,882	10.74	476,126

(注) 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値の事です。

(2) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用 されたエクスポージャー	7,963	7,857	19,176	22,365	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(II)市場リスク

〔派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク関係〕

定性的な開示事項

(1)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、主として市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取り扱っております。具体的な派生商品取引は、金利関連取引として金利スワップ取引、通貨関連取引として為替先物予約取引、有価証券(債券、株式)関連取引として債券先物取引、株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、①保有する有価証券等の資産の時価変動をヘッジするため派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形での管理、②「余資運用規程」「余資運用限度枠」等により派生商品取引の取扱方針、ルール、限度枠等を定め、そのルールの枠内で取引を行うとともに、「市場リスク管理規程」等により限度枠、損益状況等の適切な管理を行っています。

その他、有価証券関連取引については、万一、取引相手に対して担保の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。以上により当該取引にかかる市場リスクの適切な管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

定量的な開示事項

(1)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)		
	2024年度	2025年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)				
	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
①派生商品取引合計	171	68	171	68
(i)外国為替関連取引	171	68	171	68
(ii)金利関連取引	—	—	—	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	—	—
(v)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	171	68	171	68

(単位:百万円)		
	2024年度	2025年度
担保の種類別の額	—	—

(単位:百万円)				
	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	—	—	—	—

(単位:百万円)		
	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の概要

〔証券化エクスポージャー関係〕

定性的な開示事項

(1) 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることをいいます。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、投資家としてのみ証券化取引を行っております。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて市場リスク管理委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」「市場リスク管理規程」に基づき、投資対象が一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)

定量的な開示事項

(1) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)…該当ありません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

- a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)…該当ありません
- b. 再証券化エクスポージャー…該当ありません

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

- a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)…該当ありません
- b. 再証券化エクスポージャー…該当ありません

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無

なし

〔銀行勘定の出資等又は株式等エクスポージャー関係〕

定性的な開示事項

(1) 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、上場優先出資証券、株式関連証券投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連証券投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び価格の10%下落によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて、市場リスク管理委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用規程」などに基いた厳格な運用・管理を行っております。非上場株式、子会社株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余資運用規程」などに基いた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

定量的な開示事項

(1) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	3,719	3,719	3,935	3,935
非 上 場 株 式 等	2,849	2,849	2,832	2,832
合 計	6,569	6,569	6,767	6,767

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
売 却 益	0	318
売 却 損	28	43
償 却	188	—

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
評 価 損 益	1,272	1,812

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
評 価 損 益	—	—

(2) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	118,518	116,509
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

自己資本比率規制(バーゼルⅢ)の概要

〔銀行勘定の金利リスク関係〕

定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫における金利リスク管理は、預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債を対象資産とし、定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより計測を行い、定期的に開催するALM委員会や市場リスク管理委員会で協議検討するとともに、『リスク統括会議』『理事会』に報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE (注1)及び ΔNII (注2)に関する事項

(注1) 銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2) 銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(c) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

考慮しておりません。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

ΔEVE の算定にあたっては、保守的に通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、 ΔNII の算定にあたっては、通貨別に算出した金利リスクの符号に関係なく単純合算しています。

なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

(f) スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)

割引金利にスプレッドを含めず、リスクフリーレートを使用しています。

(g) 内部モデルの使用等、 ΔEVE と ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提

該当事項はありません。

(h) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当金庫の ΔEVE は、自己資本額の20%(監督上の基準値)以内であり、問題のない水準となっています。

B. 自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(a) 金利ショックに関する説明

ΔEVE 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動等を参考に設定しています。

(b) 金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII と大きく異なる点)

収益管理およびリスク資本配賦制度の一環となる統合的リスク管理においては、金利1%上昇時の影響を定期的に計測しています。

また、自己資本の充実度の評価やストレス・テストの実施にあたり、過去のストレス事象発生時や過去一定期間における金利上昇幅を参考に、金利リスクの影響を定期的に検証しております。

定量的な開示事項

(1) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,418	4,805	△ 762	△ 764
2	下方パラレルシフト	—	—	731	524
3	ステイプ化	7,992	7,328		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	7,992	7,328	731	524
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	46,910		44,846	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

(Ⅲ) オペレーショナル・リスク

定性的な開示事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システム」が不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生じることから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

バーゼルⅢ対応として、オペレーショナル・リスク相当額の算定は、標準的計測手法を採用しております。

現状、一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、オペレーショナル・リスク管理委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて『リスク統括会議』『理事会』に対して報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は標準的計測手法を採用しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、BIの算出から除外した事業部門はありません。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、ILMの算出から除外した特殊損失はありません。

